

平成28年度人事院政策評価実施計画

人事院会議決定
平成28年5月27日

人事院は、平成28年度に評価の対象とする政策並びに当該政策ごとの政策目標及び具体的な取組内容について、次のように定める。

目次

1	多様な有為の人材の確保の推進【人材局】	
	・ 人材確保策の検討、充実	1
2	時代の要請に応じた公務員の育成【人材局・公務員研修所】	
	・ 国際化に対応し得る行政官の育成	2
3	勤務条件・勤務環境の整備等	
	① 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現【給与局】	3
	② 社会情勢に適応した適正な勤務環境の実現と職員の健康の保持増進	
	・ 職業生活と家庭生活の両立支援の推進【職員福祉局】	3
4	審査請求等に対する適切な対応【公平審査局】	
	・ 公平審査の適正かつ円滑な実施	5
5	人事管理業務のIT化の推進【官房部局】	
	・ 人事・給与関係業務情報システムの円滑な導入、安定的な運用	6

1 多様な有為の人材の確保の推進

・ 人材確保策の検討、充実

【人材局】

《政策目標》

多様な有為の人材の確保に資するよう、人材確保策の検討・充実を図る。

《具体的な取組内容》

行政課題の複雑・高度化、グローバル化等が進む中で、優秀な人材を確保していくことは喫緊の課題となっているが、国家公務員採用試験の申込者数については、少子化の進展や将来像に対する考え方の多様化等を背景として、中・長期的な減少傾向が続いている。また、人材の獲得に際し、地方自治体や民間企業との競争はこれまで以上に激化している。このような状況の中、政府全体として国家公務員の人材確保に向けた取組を進めることが求められている。

そのため、より多くの多様な有為の人材が公務を志望するよう、平成28年度については、具体的に次の取組を行う。

- (1) 若手職員へのアンケート調査、学生へのアンケート調査、各府省へのヒアリング、大学教授等へのヒアリング等の実施を通じて、優秀な人材の就職動向や若手職員の意識等に係る分析を行う。
- (2) 各府省や大学等と連携・協力を行い、「啓発活動」及び「人材確保活動」の充実を図り、更に多くの学生に公務の魅力等を伝え、公務への関心が持たれるよう「公務研究セミナー」、「霞が関特別講演」、「総合職中央省庁セミナー」、「一般職各府省合同業務説明会」、「霞が関OPENゼミ」等を確実に実施する。その際、参加者が国家公務員の仕事内容、やりがい、面白み、勤務の実情、キャリアパス等について具体的なイメージを持ち得るよう工夫する。
- (3) ホームページ「採用情報NAVI」、メールマガジン、フェイスブック等の多様なIT媒体を引き続き積極的に活用し、訴求力の高い情報発信を行う。

2 時代の要請に応じた公務員の育成

・ 国際化に対応し得る行政官の育成

【人材局・公務員研修所】

《政策目標》

行政課題の国際化が進展し、各府省における人材育成ニーズも多様化する中で、我が国の国益を実現し国際社会に貢献できるような高度な能力を有する人材を育成するため、外国への派遣研修を適正に実施するとともに、若手行政官を対象とする行政研修において、国際化に対応した研修機会を強化する。

《具体的な取組内容》

採用直後の者を対象に実施している初任行政研修において、従来から行われてきた「国際行政の現場」「日本への期待」を着実に実施することに加え、日本留学中のASEAN諸国政府職員との意見交換を実施する。さらに、全コースで実施する2日間のディベートについて、一コースでは英語で実施する。

3 勤務条件・勤務環境の整備等

① 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現

【給与局】

《政策目標》

人事院は、労働基本権制約の代償機関として適切な役割を果たすべく、国家公務員法第28条に則って、国会及び内閣に対し、「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」の結果や各方面の意見・要望等を踏まえ、職員の給与に関する報告を行うとともに、必要に応じ、職員の給与の改定に関する勧告を行う。勧告を行った場合には、勧告内容が実現されるよう、各方面に説明を行い、理解を得られるよう努める。

《具体的な取組内容》

「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」を実施し、これらの結果に基づき、精確な官民の給与比較を行う。また、国家公務員給与については、国民の中に様々な意見・批判があるという状況を踏まえ、有識者等からの公務員給与に関する意見を把握する。

これらに基づき、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与について報告を行う。報告においては、平成27年から逐次実施を図ることとしている給与制度の総合的見直しについても、平成28年における職員の在職状況等を踏まえ、平成29年度に実施する措置の内容等について示す。勧告は、給与水準の改定に加えて、国家公務員の給与制度を諸情勢の変化に対応したものに改めるための改正も対象となっており、民間給与及び国家公務員給与の実態調査の結果や、労使の要望等も踏まえ、適切に対処する。勧告を行った場合には、労働基本権制約の代償措置としての役割を適切に果たすため、勧告内容が実現するよう、各方面に説明し、理解を得るよう努める。

② 社会情勢に適応した適正な勤務環境の実現と職員の健康保持増進

【職員福祉局】

・ 職業生活と家庭生活の両立支援の推進

《政策目標》

職員の仕事と家庭生活の適切な両立及び職員の健康保持増進が図られるよう、勤務環境の整備を一層推進する。

《具体的な取組内容》

一人一人の職員が、家庭責任を全うしながら、能力を最大限に発揮してその職務を遂行するためには、超過勤務の縮減や柔軟な働き方の促進など勤務環境の整備を図ることが重要である。両立に向けた勤務環境整備を一層推進

するため、平成28年度については、次の取組を行う。

- (1) 民間企業等に適用される育児・介護休業法の改正を踏まえた所要の制度の見直しについて、当該改正内容や関係者の意見、公務運営への影響等を考慮しつつ検討を進め、必要な措置を講じる。
- (2) 近年、ワーク・ライフ・バランスの観点や職員の健康の保持増進の観点から、長時間労働慣行の見直しが重要な課題となっていることから、各府省に対し、超過勤務の必要性の精査を踏まえた事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底を進めるとともに、やむを得ず長期間にわたり長時間の超過勤務を行う職員には特に健康保持への配慮を行うこと等について一層徹底することを要請するなどの取組を行う。
- (3) 妊娠・出産・育児等の制度の利用に関する言動によって勤務環境が害されるマタニティ・ハラスメントの防止のための施策の検討を行い、必要な措置を講じる。また、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談を受ける相談員を対象としたセミナーを充実させるとともに、いわゆるパワー・ハラスメントの防止に向けた啓発活動を強化するなど、ハラスメントのない職場づくりを一層推進するための取組を行う。

4 審査請求等に対する適切な対応

【公平審査局】

・ 公平審査の適正かつ円滑な実施

《政策目標》

各事案について、適正な手続に則り、両当事者に十分な主張を尽くさせた上で、速やかに判定又は決定を発出する。

《具体的な取組内容》

公平審査の適切かつ迅速な処理は、職員の利益はもとより、人事行政の適正な運営、ひいては公務の公正かつ能率的な運営の確保のためにも常に求められる。このため、事案の整理、調査範囲の検討等を十分に行った上で、当事者との緊密な連絡・打合せ、当事者による主張・立証のための行為の促進、的確な審理指揮等により迅速かつ計画的な集中審理を行うよう努める。平成28年度においては、公平審査を適切かつ迅速に実施し、できるだけ早期に判定を発出するよう努め、結審等から5か月以内に判定等を行った件数の割合を80%以上にする。また、不利益処分審査請求事案について、受付から1年以内に処理した件数の割合を75%以上にする。

《測定指標》

- ・ 全判定件数に占める結審等から5か月以内に判定等を行った件数の割合
- ・ 不利益処分審査請求事案の全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合

5 人事管理業務のIT化の推進

【官房部局】

人事・給与関係業務情報システムの円滑な導入、安定的な運用

《政策目標》

人事・給与関係業務情報システム（以下「人事・給与システム」という）により給与支給等を行っている本番稼働府省の安定的な運用の確保に努める。さらに、人事給与業務効率化に向けた改善計画（平成27年3月27日人事給与業務効率化推進会議決定、同年8月7日同会議改定。以下「改善計画」という。）に掲げられている施策を実施し、人事給与業務の簡素化・効率化を図るとともに、システム運用等に係る政府全体の経費の最小限化等を実現する。

《具体的な取組内容》

本番稼働府省（12府省等）の安定的な運用の確保に向けて、アプリケーション保守等を確実に実施していく必要がある。さらに、改善計画の下、平成28年度中に全ての府省等が人事・給与システムに移行を行うことを目指して、同計画に記載の施策の実現に向けたシステム改修等を確実に実施していく必要がある。

平成28年度については、次の取組を行う。

- (1) 本番稼働府省の人事・給与関係業務が支障なく実施できるよう、人事院勧告をはじめとする制度改正に対して、制度関係部局との円滑な連携に努め、必要なシステム改修を着実に実施する。
- (2) 改善計画に基づき、性能、品質及び機能の向上に向けたシステム改修を着実に実施する。
- (3) 移行スケジュールの共有、移行勉強会や利用者講習会の開催等の移行府省に対する支援を確実に実施し、平成28年度中に移行作業に着手する全ての府省等について、人事・給与システムの運用の開始（移行前のシステムとの併用を含む。）を実現させる。

《測定指標》

- ・ 制度改正に対応したシステム改修の実施状況
- ・ 改善計画に基づくシステム改修の実施状況
- ・ 各府省の人事・給与システムへの移行状況